主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理

ー、 上告理由第一点について

論旨は要するに、同一の新聞を二部以上職場に持込むことは上告会社の従業員就業規則(以下単に規則という)三〇条並びに同条二項に基づき定められた物品搬入搬出及び持込持出規程(以下単に規程という)に違反することであるから、これに対して守衛が口頭による質問と、任意の提示を求める行為をしたことは当然であるというのであつて、(イ)私品持込の範囲、(ロ)私品点検の許否の二つの問題が含まれているので、先ず(イ)の問題について考察する。

(ロ)の問題点の内では、(ロ)の点検の範囲に ついて、より重要な問題が存在することを見く/要旨>逃すことができない。すなわる 規則三〇条三項は必要ある場合は守衛の請求により携帯品を点検することができない。 はならないと規定しており、これに基いて、上告人は持込を許されないかだうかにつき、ロ頭による質問、任意の提示を求める行為をは 当然であると主張するのであるが、労使双方の提示を求める行為に まることを基本理念とする以上、たとえ論旨のいう方法による点検であつな正も、 であることを基本理念とする以上、たとえ言言のいう方法による点検であっても であることを基本理念とする以上、たとえ言言のいう方法によるに 帯物件の形状、数量その他諸般の状況から見て持込の許されない物品を所持する ることを疑うに足りる相当な事由がある場合に限りこれをなしうるものと解する であつて、単なる会社側の見込だけによって所持品検査をすることは、思想信条の 調査にもつながり、人の自由を制限する虞のあるものとして許すべきではない。

本件の場合、原判決が適法に確定した事実によると、被上告人らはアカハタ四ないし五部をはだかのまま四つ折にして小脇にかかえて入場しようとしたというのであるが、そのような外観だけから、果してそのかかえている新聞がすべて同種のものであると判るか否かにも疑問があり、また四部ないし五部という数量は、先きに掲げた持込許容の最高限であると見るのが相当である。更に、工場内の文書配布禁止(規則七〇条一一号)の効果を右点検の方法によつて確保するのにも限界がなければならない。したがつて被上告人らが右点検を拒否したことは相当の理由があるというべきであつて、原判決の判断は結局正当として維持すべきであり、所論は採用できない。

二、 上告理由第二点について

ー、 当裁判所は右第一点について判示したとおり、たとえ口頭による質問と任意の提示を求める行為とをすることも、諸般の状況から見て、持込の許されない物品を所持していることを疑うに足りる相当な事由がある場合を除いでは許されないと解するのであり、またこの方法による点検を拒んで入場した場合には規則三○条違反の問題が起ることは原判決が甲第一号証により認定したところである。してみると、被上告人らの入門の際、上告人の守衛がピケにより物理的な妨害をしたことがなかったとしても、許されない点検により入門を妨げたことには変りはない。したがつて、ピケによる入門拒否の事実の有無ということは、本件の判断に影響のあること ではなく、また証拠の措信できない理由は、必らずしも、判示を要しないのであるから、この点の判示に際し証拠の引用に誤まりがあつても、直ちに判決を違法とするには足りない。してみると、原判決の事実認定についての証拠の判断に違法があるとの論旨も採用できない。 三、よつて、民訴法四〇一条、三八四条二項、九五条、八九条に従い、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 沢井種雄 裁判官 野田宏 裁判官 中田耕三)